

秋田県サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）に基づく、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度を、適切かつ円滑に実施するために、同法及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「規則」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(同居者の要件)

第2条 規則第3条第2項の規定に基づき知事が認める者は、入居している高齢者の介護を行う者や入居している高齢者が扶養している児童、障害者等とする。

(規模の基準)

第3条 規則第8条の規定で定める各居住部分の床面積の基準を25㎡以下に緩和する場合には、居間、食堂、台所等の高齢者が共同利用する部分の面積の合計が、各専用部分の床面積と25㎡の差の合計を上回ることを原則とする。

(登録の申請)

第4条 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、法第6条第1項に掲げる事項（以下「登録事項」という。）を記載したサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書（規則第4条別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 規則第7条第4号、第9号及び第11号で規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 第4号に規定する、サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類は、様式1号①とする。ただし、既存の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。）により整備される場合は、建築材料又は構造方法により、様式1号①に掲げる基準をそのまま適用することが適当でないと知事が判断した場合は様式1号②とする。
- (2) 第9号に規定する、法第7条第1項第6号及び第7号に掲げる基準に適合することを誓約する書類は、様式2号とする。
- (3) 第11号に規定する、登録を受けようとする者及び法定代理人が法第8条第1項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面は、様式3号とする。

3 第1項の登録申請書には、規則第7条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 建物賃貸借契約書（雛形）の写し
- (2) サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録要件適合性を判断できるチェックリスト
- (3) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の写し（新築又は用途変更をした場合に限る。）
- (4) 規則第11条第1号イに規定する者に係る雇用契約書の写しなど、雇用関係及び勤務条件等が確認できる書類

- (5) 規則第11条第1号ロの規定に該当することを確認できる資格者証等の写し
- (6) その他知事が審査のために必要と認める書類

(登録)

第5条 知事は、前条の登録の申請が法第7条第1項の基準に適合していると認めるときは、その登録をするものとする。

- 2 前項の登録は、法第7条第2項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅登録簿（様式第4号）に記載してするものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により登録したときは、法第7条第3項の規定に基づきサービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（様式第5号）により登録申請者へ通知する。
- 4 知事は、前条の登録の申請が法第7条第1項の基準に適合しないと認めるときは、同条第4項の規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第4項の規定による適合しない旨の通知書（様式第7号）により登録申請者へ通知する。
- 5 知事は、第1項の規定により登録したときは、法第7条第5項の規定に基づきサービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（様式第6号）により、当該登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅事業（以下「登録事業」という。）に係るサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録住宅」という。）の存する市町村の長に通知する。

(登録の拒否)

第6条 知事は、法第8条第1項の規定に基づきその登録を拒否したときは、同条第2項の規定に基づきサービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（様式第8号）により通知する。

(登録事項等の変更)

第7条 登録事業を行う者（以下「登録事業者」という。）は、登録事項に変更があったとき、又は法第6条第2項に規定する添付書類の記載事項に変更があったときは、その日から30日以内に、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書（規則第16条別記様式第2号）に、規則第16条第2項に定める書類を添付して知事へ届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定により変更の登録をしたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更通知書（様式第9号）により登録事業者に通知する。
- 3 知事は、第1項の届出により変更の登録をしたときは、法第9条第4項の規定に基づきサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更通知書（様式第10号）により登録住宅の存する市町村の長に通知する。

(地位の承継)

第8条 法第11条第1項又は第2項の規定により登録事業者の地位を承継した者（以下「地位承継者」という。）は、その承継の日から30日以内に、同条第3項の規定に基づきサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事業者の地位承継届出書（様式第11号）により知事へ届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の届出により変更の登録をしたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事業者の変更通知書（様式第12号）により登録事業者に通知する。
- 3 第7条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合、第7条第3

項中「法第9条第4項」とあるのは、「法第11条第4項」と読み替えるものとする。

(廃業等の届出)

第9条 登録事業者は、法第12条第1項の規定に基づき登録事業の廃業等をしようとするときは、その日の30日前までに、サービス付き高齢者向け住宅事業廃業等届出書（様式第13号）により知事へ届け出なければならない。

2 登録事業者が破産手続き開始の決定を受けたときは、破産管財人は、法第12条第2項の規定に基づき、その日から30日以内にサービス付き高齢者向け住宅事業廃業等届出書（様式第14号）により知事へ届け出なければならない。

(登録の抹消)

第10条 登録事業者は、法第13条第1項第1号の規定に基づき登録の抹消を申請しようとするときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書（様式第15号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、法第13条第1項第1号又は第2号の規定に基づき登録を抹消したときは、サービス付き高齢者向け住宅事業抹消通知書（様式第16号）により登録事業者等に通知する。

3 知事は、法第13条第1項の規定に基づき登録の抹消をしたときは、同条第2項の規定に基づきサービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消通知書（様式第17号）により登録住宅の存する市町村の長に通知する。

(登録の取消)

第11条 知事は、法第26条第1項又は第2項の規定により登録を取り消したときは、同条第3項の規定に基づきサービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書（様式第18号）により当該登録事業者であった者に通知する。

(書類の提出部数)

第12条 この要綱により、知事に提出する申請書又は届出書及びこれらに添付する書類は、正本1部及び副本1部とする。

附 則

この要綱は平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年 4月 1日から施行する。